

令和2年 4月 20日

保護者各位

神崎市福祉課

## 緊急事態宣言に伴う家庭での保育のお願いについて

日頃から、本市の教育・保育行政にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、佐賀県において「緊急事態宣言」が発令されました。

つきましては、市内の保育園、認定こども園につきましては、下記のとおり対応しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 保育園・認定こども園の開所について

(1) 保育園・認定こども園は、感染防止対策を徹底した上で、開所を継続します。

(2) 感染拡大防止のため、自宅で保育が可能なご家庭は、できるだけ登園の自粛にご協力ください。

##### 【自粛をお願いしたいご家庭の例】

- ・ 求職活動中、育児休業中のご家庭
- ・ 勤務先の休業等により保護者の方が在宅されているご家庭
- ・ 親族等に子どもの預かりをお願いできるご家庭

(3) 登園自粛にご協力いただけるご家庭は、お休みできる日を事前に園へご連絡ください。

#### 2 登園自粛要請期間

令和2年4月21日（火）から令和2年5月6日（水・休）まで

#### 3 保育料について（0歳から2歳児）

(1) 登園自粛要請期間に登園を自粛した場合は、後日、保育料を日割り計算して返還します。

(2) 返還の手続きは、後日、各施設を通じてご案内します。

(問い合わせ先)

神崎市福祉課子育て支援係

TEL : 0952-37-0110